

毎週火、木、日発行（但休日と当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地の公用廃止
土地立入の許可
- ◇教委告示 土地改良区の役員の退任及び就任の届出
- ◇公告 昭和三十八年度県立幼稚園園児募集要項
職業訓練指導員試験の実施

告示

鳥取県告示第六百三十五号

次の土地は、昭和三十七年十二月四日から公用を廃止した。

昭和三十七年十二月四日

場 鳥取県知事 石 破 二 朗
鳥取市吉成字西ノ欠二二八番内三 道路敷 二一〇坪

鳥取県告示第六百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一
条第二項の規定により、次のとおり土地立入の許可をし
たので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 旧公益事業令による電気工作物の設
置に関する事業（天神川水系の電源
開発事業）

三 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市のうち巖城、八屋、下余戸、下田中、駄経寺、
米田、上余戸、栗尾、大原、円谷、富海
東伯郡三朝町のうち大字山田、大瀬、横手、本泉、今
泉、森、鎌田、湯谷、牧、赤松、福田、下谷、大柿、
恩地、笏賀、助谷、久原、曹源寺、空鴨、加谷、木地
山、下西谷、福山、福本、下畑、田代、大谷
四 立ち入ろうとする期間

昭和三十七年十一月二十六日
昭和三十八年十一月二十五日

鳥取県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日置谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 山根 知二 気高郡青谷町大字大坪

昭和三十七年八月十五日辞任

米子市和田土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 大西 節夫 米子市和田町

楠 繁寿

大田 幸雄
末吉 義光
安達 一敏
安達 深
安達 直幸
安達 忠清
松本 尊敏
角 仙十
監事 平井 公
矢倉 節
角 栄
大田 幸雄
楠 繁寿
大西 節夫
米子市和田町九〇三番地
八三五番地
三六七三番地
三五二七番地

昭和三十六年一月九日第一回通常総会において総選挙が行なわれたため

就任した役員の名及び住所

理事 大西 節夫 米子市和田町九〇三番地
楠 繁寿 八三五番地
大田 幸雄 三六七三番地
末吉 義光 三五二七番地

安達 一敏 三四八六番地
安達 深 三四七七番地
安達 直幸 三四六八番地
安達 忠清 三四一八番地
松本 尊敏 三二九八番地
角 仙十 一六三七番地
監事 平井 公 三六二三番地
矢倉 節 三三九五番地
角 栄 三三五二番地
昭和三十六年一月九日第一回通常総会において総選挙の結果当選し同日就任 任期三年

元田 祐好
大江 秀市
石田 初蔵
斉下一男
大東庄治郎
村上栄太郎
加納 徳市
松本 武夫
渡 正喜
安田 繁芳
米子市二本木
監事 大東 暁一 西伯郡日吉津村大字日吉津
任期満了により退任

日吉津村海川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 坂本 賢顕 西伯郡日吉津村大字日吉津
川原 幸一
高石 正一
橋田 正勝
三島 竹松

就任した役員の名及び住所

理事 坂本 賢顕 西伯郡日吉津村大字日吉津七〇〇
川原 幸一 七一五
高石 正一 六三五
橋田 正勝 六四〇
三島 竹松 七一二

元田 祐好 六四八
 大江 秀市 六七五
 石田 初蔵 七三一
 齊下 一男 六七八
 大東庄治郎 一六四一ノ三
 村上栄太郎 六六九
 加納 徳市 六二九ノ一
 松本 武夫 大字今吉五六
 渡 正喜 淀江町佐陀一一九
 安田 繁芳 米子市二本木九〇二ノ二

昭和三十六年五月二日通常総会において総選挙の結果
 当選し五月十六日就任 任期二年
 監事 大東 暁一 西伯郡日吉津村 大字日吉津七一〇
 " 西 正明 " 七〇二

昭和三十五年四月二十七日通常総会において総選挙の結果
 結果当選し五月二十三日就任 任期二年
 江北土地改良区
 退任した役員の名及び住所

理事 森本 米蔵 東伯郡北条町江北
 " 米本 豊 "
 " 入江 春男 "
 " 友定 茂一 "
 " 橋田 典久 "
 " 井上 菊松 " 国坂
 " 井上 久平 "
 " 山本 涼三 "
 " 中口千代太郎 " 江北
 監事 石井末太郎 " 江北

任期満了により退任
 就任した役員の名及び住所
 理事 引田 鉄一 東伯郡北条町江北九一番地
 " 松本 秋 " 六二の一番地
 " 磯江 茂 " 五八二番地
 " 石井末太郎 " 一七二〇番地
 " 岡 巖 " 一九九五番地
 " 井上 久平 " 国坂五二一番地

山本 涼三 二三〇番地
 井上 菊松 二七〇番地
 中口千代太郎 一七二〇番地

監事 友定 茂一 江北一七一二番地の一
 昭和三十七年八月三十日臨時総代会において総選挙の結果
 結果当選し八月三十一日就任 任期二年
 石井土地改良区

就任した役員の名及び住所
 理事 竹内 弘 米子市石井七五九
 " 恩部 寛一 " 六七九
 " 齊木千代徳 " 七二七
 " 生田 武男 " 八二〇
 " 齊木 茂樹 " 七二九
 " 齊木 正義 " 七四一
 " 齊木 妙 " 七五七
 " 生田 真 " 五三八
 " 齊木 昇 " 八四〇
 監事 齊木 光昌 " 七八二

後藤 幸栄 七六三
 齊木 幸福 八一〇

昭和三十七年四月一日通常総会において選挙の結果当
 選し同日就任 任期二年
 日吉津土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 富田 常一 西伯郡日吉津村大字日吉津
 " 清水 隣平 "
 " 沢村 寛一 "
 " 大谷麻太郎 " 〃
 " 松本 種男 " 〃
 " 佃 久四郎 " 〃
 " 中井 定利 " 〃
 " 長谷川寿三 " 〃
 " 長谷 武 " 〃
 " 岡島 明好 " 〃
 " 橋井 章一 " 〃
 橋田 明道 " 〃

高井 唯之 大字富吉
 小山 善市 大字今吉
 山本 為愛 大字日吉津
 監事 山内 英明 大字日吉津
 石川 武春 大字日吉津

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 富田 常一 西伯郡日吉津村
 大字日吉津四四二

清水 隣平 三九八
 沢村 寛一 三九九
 大谷 誠 四〇四
 松本 種男 四四一
 佃 久四郎 四四四
 中井 定利 三七二
 長谷川 寿三 九一三
 長谷 武 九〇五
 岡島 則好 七五一
 橋井 章一 七二〇

橋田 明道 六四〇
 高井 唯之 一二〇四
 小山 善市 大字富吉一〇八三
 山本 為愛 大字今吉二七七
 監事 山内 英明 大字日吉津七一九
 石川 武春 三九四

昭和三十六年八月三十一日通常総会において総選挙の結果当選し同日就任 任期二年
 賀露町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所
 理事 小玉 竹蔵 鳥取市賀露町
 米村 五百蔵
 安藤 鉄雄
 浜下 猪一
 松田 豊三郎
 山根 義治
 小林 和美
 浜谷 政己

上根 虎蔵
 清水 美光
 河口 昭治
 監事 浜部 徳五郎
 奥田 稔
 小玉 長太郎

任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所

理事 浜部 徳五郎 鳥取市賀露町 八六六番地
 村上 林一 八三〇番地
 浜谷 政己 八五三番地
 松田 豊三郎 八七五番地
 上根 虎蔵 八七四番地
 中村 長一 九一〇番地
 岸田 礼次 九一二番地の一
 清水 美光 九三七番地
 坂口 宏作 九五七番地
 小玉 長太郎 八八九番地

山根 義治 八九一番地
 監事 小林 和美 八五八番地
 安藤 鉄雄 八二九番地
 渡辺 建男 九三二番地

昭和三十七年十月三日臨時総会において総選挙の結果当選し十月十五日就任 任期二年
 大鴨土地改良区

退任した役員の氏名及び住所
 監事 西村 音造 倉吉市福吉町二丁目
 石田 春光 上古川
 山本 弘 鴨河内
 増田 高徳 生田
 任期満了により退任
 就任した役員の氏名及び住所
 理事 藤井 茂 倉吉市蔵内七八ノ一
 齊江 義明 上古川
 昭和三十七年七月三十一日臨時総代会において欠員補充並びに増員に伴う選挙の結果当選し同日就任 任期は

昭和三十九年八月八日まで
 監事 西村 音造 倉吉市福吉町二丁目一三五四
 " 石田 春光 " 上古川二〇九
 " 山本 弘 " 鴨河内二五三七
 " 増田 高德 " 生田四七七
 昭和三十七年七月三十一日臨時総代会において選挙の結果当選し八月九日就任 任期三年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十七号

昭和三十八年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。
 昭和三十七年十二月四日

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

- 一 昭和三十八年度県立幼稚園園児募集要項
 - 一 園児募集校 鳥取市東町一丁目
 - 鳥取西高等学校付属幼稚園
- 二 募集人員 約一八〇名

- 三 応募資格 昭和三十二年四月二日から昭和三十三年四月一日までに出生したものに限り
 (小学校就学前一年のもの)
- 四 願書の受付 昭和三十七年十二月十日(月)から十二月二十日(木)までの午前九時から午後四時までとする。
 願書の交付は十二月一日(土)からとする。
- 五 選抜方法
 - 1 選抜実施期日 昭和三十七年十二月二十三日(日曜日)午前九時から
 - 2 選抜方法 志願者が募集人員を超過した場合には簡単なテストによる選抜を行なう。なお応募者が募集人員に満たない場合でも父兄及び応募者との面談を行なう。
- 六 入園許可者の発表 昭和三十七年十二月二十四日(月)正午同幼稚園において行なう。

公 告

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十四条の規定による職業訓練指導員試験を次のとおり行なう。

昭和三十七年十二月四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 試験の区分及び科目
 試験は、次の免許職種について、学科試験及び実施試験によつて行なう。
 木工(家具製作作業)

免許職種の科目	学科試験の科目
木工	<ul style="list-style-type: none"> 一 指導方法(訓練計画、訓練方法、作業分析、作業管理、労務管理、生活指導) 二 関連学科 <ul style="list-style-type: none"> 1 機械工学概論(機械の要素、木工機械の構造及び機能) 2 工作法(木材乾燥法、木材工作法、組立法) 3 装法(木材の種類、性質、木工用材料) 4 製図(製図法、読図法)

二 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除
 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることのできる者は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
木工	大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)において建築科、土木建築科、建築工業科、木工工芸科の学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科
	前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験又は学科試験の全部

- 三 欠格者
 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。
 一 禁治産者及び準禁治産者
 二 禁錮以上の刑に処せられた者
 三 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者
- 四 試験の期日

学科試験 昭和三十八年二月十日(日)

実技試験 昭和三十八年二月十一日(月)から十七日(日)までの間において別に指定する日

五 試験の場所 倉吉市

六 集合時間及び携帶品
集合時間 八時三十分
携帶品 筆記具、昼食

七 受験の申請

1 次の書類を鳥取市東町一丁目二二〇番地、鳥取県商工労働部職業安定課に提出すること。

イ 職業訓練指導員試験受験申請書

ロ 履歴書

ハ 戸籍謄本又は抄本

ニ 写真(名刺判とし、申請前六月以内に撮影した正面、脱帽で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)

ホ 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については前記ニに掲げる者に

該当することを証する書面

2 書類の提出期間
昭和三十七年十二月二十日(木)から昭和三十八年一月十四日(月)まで

3 受験手数料
受験手数料は、次のとおりとし、鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。

職免	種許	区	分	受験手数料
木	工	学	技	七五〇〇円
		科	試	
		験	験	

4 受験票の交付
書類を受理したときは、受験票を交付する。

八 合格者の発表
昭和三十八年三月三十日(土)までに合格証書を本人に交付することをもつてかえる。

九 その他

1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙等は、商工労働部職業安定課において交付する。

2 受験手続等について不明の点は、商工労働部職業安定課に問い合わせること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定額 一月毎二五〇円(運送料共)